

特定事業所加算に係る添付書類(居宅介護事業所)

		事業所番号			
事業所の名称		異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
届出項目	① 特定事業所加算(I)	② 特定事業所加算(II)	③ 特定事業所加算(III)	④ 特定事業所加算(IV)	

〔体制要件〕

①-ア 個別の居宅介護従業者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 有 ・ 無

①-イ 個別のサービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 有 ・ 無

② 居宅介護従業者の技術指導等を目的とした会議を定期的開催している。 有 ・ 無

③ サービス提供責任者と居宅介護従業者との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 有 ・ 無

④ 居宅介護従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。 有 ・ 無

⑤ 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。 有 ・ 無

⑥ 新規に採用したすべての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施している。 有 ・ 無

〔人材要件〕

① 居宅介護従業者に関する要件について
 下表の(1)については必ず記載すること。(2)・(3)・(4)についてはいずれかを記載することで可。

		常勤換算職員数	サービス提供時間	
(1)	居宅介護従業者の総数	人	時間	
(2)	(1)のうち介護福祉士の総数	人		→ (1)に占める(2)の割合が30%以上
(3)	(1)のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数	人		→ (1)に占める(3)の割合が50%以上
(4)	前年度又は前3月の期間におけるサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供の総時間数		時間	→ (1)に占める(4)の割合が40%以上

② サービス提供責任者に関する要件について
 全てのサービス提供責任者が3年以上の介護等の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である。
 指定障害福祉サービス基準第5条第2項により、1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。※(特定事業所加算(IV)の場合は右記のとおり読み替える。)

	サービス提供責任者氏名	勤務形態(常勤・非常勤)	該当する資格欄に○をつけてください。			実務経験年数
(1)			介護福祉士	実務者研修修了者	介護基礎研修修了者	1級課程修了者
(2)						
(3)						
(4)						
(5)						

※特定事業所加算(IV)の場合
 人員配置基準により、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であつて、基準により配置することとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。

〔重度障害者対応要件〕
 前年度又は前3月の期間における利用者(障害児を除く)の総数のうち、障害支援区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上
 ※(特定事業所加算(IV)の場合は、障害支援区分5以上を「区分4以上」に、割合が30%以上を「50%以上」と読み替える。)

<参考>

昨年度又は直近3か月	総従業者数(常勤換算)	常勤の従業者数			総サービス提供時間		延べ利用者数		
		うち介護福祉士数	うち左記以外の有資格者数		うち常勤の従業者による時間		うち区分5以上	うち区分4以下喀痰吸引	
昨年度4月/直近3月前	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度5月/直近2月前	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度6月/直近1月前	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度7月	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度8月	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度9月	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度10月	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度11月	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度12月	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度1月	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度2月	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
昨年度3月	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人
合計	人	人	人	人	時間	時間	人	人	人

← 直近の前3月で確認を行う場合は、この欄を使用

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付けてください。

備考2 ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいいます。

備考3 別紙3-5の確認表も必ず提出してください。